

貯蓄金管理中止命令書

右の者に対して、 年 月 日届出の貯蓄金管理を継続することは、労働者の利益を著しく害すると認め、労働基準法第十八条第六項の規定に基づき、左記の労働者の貯蓄金の管理を中止すべきことを命ずる。

(中止を命ずる理由)

年 月 日

記

労働基準監督署長



備考

- 一 この命令に不服がある場合には、この命令があつたことを知つた日の翌日から起算して三箇月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができる(命令があつた日から一年を経過した場合を除く。)
- 二 この命令に対する取消訴訟については、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。)、この命令があつたことを知つた日の翌日から起算して六箇月以内に提起することができる(命令があつた日から一年を経過した場合を除く。)
- 三 ただし、命令があつたことを知つた日の翌日から起算して三箇月以内に審査請求をした場合には、命令の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して六箇月以内に提起しなければならない(裁決があつた日から一年を経過した場合を除く。)